

令和6年度第2回宮城県私立学校審議会 議事録

1 日 時 令和7年2月26日（水）午前10時00分から

2 会 場 県行政庁舎11階 第二会議室

3 出 席 者

（1）出席委員 加藤雄彦（会長）（審議事項（13）の審議の間、退席）、五十嵐征彦、鈴木里香、
千葉剛、三塚薫、小川せつ子、根来興宜、鈴木一樹、中釜志保美、後藤武俊、佐藤哲也、
上村ちはる、菅原通悦

（2）欠席委員 後藤篤

4 議 題

審議事項

- （1）学校法人の解散について（学校法人少林寺学園）
- （2）幼稚園の設置者変更について（エコールノワール幼稚園）
- （3）幼稚園の廃止について（パドマ幼稚園）
- （4）幼稚園の廃止について（八幡花園幼稚園）
- （5）幼稚園の廃止について（やまもと幼稚園）
- （6）幼稚園の廃止について（岩沼こぼと幼稚園）
- （7）幼稚園の廃止について（千手寺幼稚園）
- （8）幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（鶴ヶ谷幼稚園）
- （9）幼稚園の収容定員に係る学則の変更について（ふじ幼稚園）
- （10）各種学校の収容定員に係る学則の変更について（理知の杜日本語学校仙台校）
- （11）専門学校の目的変更に係る学則の変更について（キャスウェルホテルアンドブライダル専門学校）
- （12）専門学校の目的変更に係る学則の変更について（東北外語観光専門学校）
- （13）高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台育英学園高等学校）
- （14）高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（飛鳥未来きずな高等学校）
- （15）高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（東陵高等学校）

5 議事の経過

事務局から、本日の会議の出席者が定足数を満たしたので、会議が有効に成立している旨の報告があった。

加藤会長が審議会運営規程第3条第1項の規定により議長となった。

議長は議事録署名人として、中釜委員と上村委員を指名した。

審議事項

(1) 学校法人の解散について（学校法人少林寺学園）

事務局から資料により説明を行った。

特に質疑なく、審議会として了承される。

(2) 幼稚園の設置者変更について（エコールノワール幼稚園）

事務局から資料により説明を行った。

特に質疑なく、審議会として了承される。

(3) 幼稚園の廃止について（パドマ幼稚園）

事務局から資料により説明を行った。

特に質疑なく、審議会として了承される。

(4) 幼稚園の廃止について（八幡花園幼稚園）

事務局から資料により説明を行った。

特に質疑なく、審議会として了承される。

(5) 幼稚園の廃止について（やまもと幼稚園）

事務局から資料により説明を行った。

特に質疑なく、審議会として了承される。

(6) 幼稚園の廃止について（岩沼こぼと幼稚園）

事務局から資料により説明を行った。

(後藤武俊委員) 本筋と外れるかもしれないのですけれども、この案件だけではなくて、ここまで同じ案件が4件ほど続いていたと思うのですが、どちらも結構実員が少なく見えるのですけれども、これは定員管理というか、考え方として、どういうふうに見たら良いのか。御説明の中で、保育需要の増加とおっしゃっていたので、認定こども園に移るとこの数字がもう少し良くなるとか、そういうことが見込まれるのかというところ、管理のあり方ということも含めて、少し教えていただければと思います。

(事務局) 定員の管理につきましては、今回、幼保連携型認定こども園に移行するということですので、関係する市町村と、定員あるいは実員につきましては調整していると伺ってございます。その上で、実際、その定員に対しまして実員はどうかという議論はあるかもしれませんが、幼稚園ないし市町村との調整の中では、この人数が適切であるということで調整はされているということでございました。

(後藤武俊委員) わかりました。確認ということで伺わせていただきました。増えている時はすごく厳しくて、実員の審議がよく、この委員会でもあるのに、結構割り込んでいるなという印象があったものですから伺いました。あと、大変些細なことなのではございますけれども、この今14ページのところ、今御質

問いたしました、その園児数の推移のところの年度という表記が、14 ページだけではなくて、12 ページも 10 ページも、文字が少し変なふうになっていますので、可能であれば修正いただいてもよろしいかと思いました。

(事務局) 修正いたします。

審議会として了承される。

(7) 幼稚園の廃止について(千手寺幼稚園)

事務局から資料により説明を行った。

特に質疑なく、審議会として了承される。

(8) 幼稚園の収容定員に係る学則の変更について(鶴ヶ谷幼稚園)

事務局から資料により説明を行った。

特に質疑なく、審議会として了承される。

(9) 幼稚園の収容定員に係る学則の変更について(ふじ幼稚園)

事務局から資料により説明を行った。

(加藤会長) 私の方から教えていただきたいことがございます。仮設の校舎っていうのは、あくまで仮設なのです。ですから、建築基準法上は、ある一定の期間の使用ということについては認められていると思います。それを本設とするということになりますと、その辺の基準、建築基準法上の問題はいかがなっているのでしょうか。私の認識では、仮設のものが本設にはならないという認識の中で、東日本大震災の中でやった経緯はあったのですけれども、特にこれ、補助金をもらっているのではないのですか、仮設の。

(事務局) 補助金につきましては、今、正確にはわからないところもありますが、おそらくもらっていないのではないかと。あとで、そこは確認したいと思います。あと、建築確認につきましては、今回、仮設から本設へ移行するにあたりまして、建築確認についてしっかり対応しているということを確認してございます。

(加藤会長) 仮設を本設にすることについては差し支えないっていうことを、行政官庁の方で、現場の方で認めていただいているということによろしいですか。

(事務局) 幼稚園からそのように伺っております。

(加藤会長) 私の認識は、本校、本学園も被災して、建て替えする時の仮設ということで申請しましたけれど、これについて、それを本設にするということはないということで指導を受けたことがあったものですから。

(事務局) 補足をさせていただきますと、こちらの園の仮設園舎というものの、ユニセフから実は寄付をいただいております。かなりしっかりした建物、いわゆるプレハブとかではなくて、ほとんどちゃんとした園舎になっておりまして、建築確認等々、必要な確認は取っているものと我々認識しておりましたが、改めて確認をさせていただきたいと思います。

審議会として了承される。

(10) 各種学校の収容定員に係る学則の変更について（理知の杜日本語学校仙台校）

鈴木一樹部会長は、幼稚園・専修学校・各種学校部会において調査審議した結果、本件を了承した旨、報告した。

事務局から資料により説明を行った。

（後藤武俊委員）二点お伺いいたします。一点は 22 ページ、要項を見ていると 50 名定員が増えるということなのですが、それに対して教員の方は特に増員というのではないようですが、これまでが十分余裕を持った人員だったということなのか、そうでないとすると、先生方、大変なのではないかなと思ったものですから、このあたり、教える側の体制として問題がないのかという点が一つです。

もう一点は定員の方ですね、入学希望者のニーズに応えということでありますが、現在の実員を見ますと、それほど増えているようには見えないのですが、これから増える見込みを法人の方で持っているということなのか、御存知でしたら教えていただきたいと思います。

（事務局）定員の増加に対するその教員の配置の件でございますが、現在、本務等の教員につきましては、専任教員 4 名、非常勤教員 7 名の計 11 名が勤務している状況となっております。定員が 150 名になり、8 クラスになった場合につきましても、一人当たり平均 14 から 16 コマ程度の授業を担当する予定というふうに伺っております。定員増員後の学級の運営状況でありましたり、非常勤教員の出勤可能な時間であったり曜日に偏りが生じた場合につきましては、随時教員を増員して対応していきたいと学校から回答いただいているところでございます。

入学生の確保の問題でございますが、今回、定員が満たないというのは、結果的に適正校の通知をやらなかったということで、いわゆる在留資格を取れないということで、希望者はいるのですが、物理的に入れられなかったのが 89 名となっております。この学校については、募集枠に対して 2 倍から 4 倍程度のお問い合わせ、応募が常にあるということで、定員増をすれば確保できる見通しを立てていると聞いております。

（千葉委員）説明を聞き逃したかもしれないのですが、教室が 4 つしかないということで、2 学年在籍する構想もあるわけですね。それで 150 名で 8 クラスだとすると、合わせて 16 クラス最大在籍すると思うので、4 つの教室だけで授業を回せるのかということをお願いします。

（事務局）最大の学級数に対し、教室が不足しているのではないかとご質問だと思いますが、学校へ確認したところ、各コースで午前クラスと午後クラスに分かれておりまして、同時に授業を行う最大の学級数は 4 学級 4 クラスとなる予定と伺っております。一日に開講する授業につきましては、8 学級 8 クラスとなる予定と伺っておりますので、教室は足りているという回答をいただいております。

（加藤会長）全日制の高等学校だと分かりにくいかもしれませんが、補足になっているかどうか分かりませんが、ヨーロッパ、例えば南欧とかですね、あちらの方行くと、なかなか校舎の確保がで

きなくて、クロアチアなんかもそうですけれども、午前の部、午後の部とやっていて、午前の学校と午後の学校が違う名称でやっていると。同じ校舎の中で、午前と午後でやっている。私はそれを聞いた瞬間ぶったまげましてね。これでやれるのって話をしたのですけれど、見てごらんとと言われて、一日丸々見ましたけれど、午前の部は6時半から始まって12時までやっています、そこで今度は別の教員が教え始めてですね、午後の部は1時から6時までやって、全然問題ないねと。所変われば品変わるではないですが、全日制の高等学校では考えづらいかなと。私の説明が、不十分かもしれませんけれど、そういうふうに思っております。日本語学校についても、特段それで運営上差し支えはないと、私の感覚では思っておりますが。

(菅原委員) 部会であらかたの御説明いただいて、私も了解していたのですが、一点だけ。今気づいたところで、28 ページ教職員組織のところに「生活指導担当者 1人以上」という記載がございます。これが、職員一覧でいうとどれに当たるのか。この学校、当初、現地視察の時にはかなり子供たちの、おいでになる方々の生活フォローをしたいということで、生活指導等々も含めて充実していきたいという説明でございました。だから結構だなということで、あの場では了解していたのですが、この職員組織一覧の中ではどれに当たるのか分かりますか。あわせて、管理員っていう方々の職務内容でしょうか。これが事務職はもうございますので、記載されてありますので、教えていただければありがたいと思います。

(事務局) 管理員につきましては、こちらの学校さんが宿舎を持ってございまして、川を渡った先の高齢者施設だったかと思いますが、そのそちらの宿舎を管理している方がこちらの管理員と伺ってございました。一点目の生活指導員につきましては確認してございませんでしたので、別途、確認していきたいと考えております。

(加藤会長) 当然、学則にある以上は該当する方がいるだろうと思われそうですが、この名簿には記載されていなかったもので追記等してもらうことになるかと思います。

審議会として了承される。

(11) 専門学校の目的変更に係る学則の変更について（キャスウェルホテルアンドブライダル専門学校）

(12) 専門学校の目的変更に係る学則の変更について（東北外語観光専門学校）

関連する案件のため、2件を一括して審議が行われた。

事務局から資料により説明を行った。

(後藤武俊委員) 二点、質問でございます。一つは学校名が不適切ということはもちろん基準上はないのでしょうけれども、日本国際学園大学というものが最初について、締めに専門学校となっているのは、なんとも奇妙な感じがするのですけれどもこれは問題ないのかという質問が一点と、45 ページのところの備考に「不足している基幹教員については東北外語専門学校から異動させてくる予定。」とあるのですけれども、その不足しているということに関連する、それ以降のページが、より具体的な部分がどこを指しているのか少しわかりにくかったので教えていただければと思います。

(事務局) 一点目の名称の件ですけれども、まずこちら日本国際学園大学と名前ついてございますが、こちらは、法人は違いますが理事長が同じ法人がございまして、大学設置法人ですね、そちらは日本国際学園大学と呼ばれるものでございます。県の審査基準において「専修学校の名称は、設置する分野及び課程にふさわしい名称とし、かつ、学校教育法第1条に規定する学校及びこれに類似する名称並びに県内の既存の学校と同一または紛らわしい名称を用いてならない。」とされています。直接の設置者ではないのですけれども、理事長さんが同じだということで設置者同士グループ関係にございます。校舎も、日本国際学園大学仙台キャンパスというところが、来年度、この4月に同じ敷地内に開校すると伺っております。その開校する大学につきましては、校舎も一部共有して授業を行うと。あと、学校内、学内の交流もあると伺っておりますので、日本国際学園大学の名称を含めることによる混乱につきましては、事務局としては少ないのかなと判断してございます。

(後藤武俊委員) なんとなく釈然としない部分は残りますが、問題はないということで了解いたしました。

(事務局) 二点目の質問、基幹教員のお話ございました。こちらにつきましては、不足する基幹教員については異動させてくる予定と、備考で書いていただいているところではあります。具体的にどういった教員がどう不足しているかについては確認しておりませんでしたので、事務局で確認の上、皆様方にお伝えしたいと思っております。具体のところ、今すぐに分からないところがあるのですが、教職員の基準につきましては、設置基準を満たしていることについて確認してございます。

審議会として了承される。

(13) 高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台育英学園高等学校）

利害関係人である加藤会長が退席し、鈴木一樹副会長が本件の議事進行を行った。

事務局から資料により説明を行った。

特に質疑なく、審議会として了承される。

(14) 高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（飛鳥未来きずな高等学校）

加藤会長が着席し、議事進行に戻った。

事務局から資料により説明を行った。

(加藤会長) 定員の充足状況はどういう状況になっておりますでしょうか。定員増やしてきていますよね。その辺、補足いただけるとありがたいのですが。

(事務局) 令和7年1月1日時点で確認してございますが、7,100人ということをお伺いしまして、定員充足率97.3%とお伺いいたします。

(加藤会長) 定員を増やす理由が、定員を超えてしまうということで、志願している方を待ってくださいということで定員増の申請はされて、その上での話ということでございますね。

これはあまりにも範囲が広すぎて、全部を確認するということは物理的にやっぱり難しいですよ。文科省でも話題になっていますけれど、広域通信制の学校を、認可するその都道府県が全部把握するのはとても困難な部分があるという御意見は出ていますよね。

(後藤武俊委員) 単なる意見になってしまうとは思いますが、119 ページの定員の表を見ていると、基準上は問題ないという話はあるつつも、一番違和感が残りますのは、やはり本校の定員が一番少なくて他は大変多いというのは、どうも釈然としないところです。あくまでも外形的なもので、中身はきちんとやっていますと言われればそれまでかもしれませんが、国の方でも議論になっているということではありますけれども、普通に考えれば、本校が一番数が多いということがあって然るべきなのではないだろうか。何か疑義を申し上げるわけではないのですが、今後何らかの議論を、例えば国からの照会があったりした場合などに、やはりこういった部分は、今後、全国的基準など考えていくときに、指摘していい部分ではないのかなと思ったりします。例えば、広域通信制の場合には一番収容定員の多いところが本校となるようにするとかですね。何が問題かといわれると別に問題はないわけですが、何か不思議な感じがするというところだけ申し上げたいと思います。

(事務局) 当該校につきましては、登米の旧米山高校の旧校舎を活用して、地域と連携とした形で農業体験を実施させたり、夏に全国のキャンパスから希望者を募って、その地域の方と連携した教育を施したりということで、ある種の特色を持った教育を提供されていると。確かに本校の生徒は少ないのですが、全国にいらっしゃる生徒さんにそういった教育を提供しているというところでの特色があるということは、一点申し添えさせていただきたいと思います。あと、委員がおっしゃるとおり、広域通信制、必ず登校しなければならないというシステムにはなっていないものですから、本校舎の定員が一番でなくても、それは制度上、認められるというところもあります。ただ一方、これは宮城県だけに限りませんが、県外にあるキャンパスの監督がやはりどうしても限界があるというところがございます。そこは全国的に問題となっておりまして、なるべく各都道府県のキャンパスについては、各都道府県の審査基準等をやはり尊重してほしいというのは、どこの県でも言っておりますし、開設の時には必ず意見照会することになっておりますけれども、なお国にも、そういった自治体、それぞれの地域の課題等々については、機会があれば申し上げていきたいと考えております。

(千葉委員) 通信制のことについて理解が不足しているという点もあるとは思いますが、疑問に思ったことなのですが、先ほど、定員が 12,000 人で 7,000 人ぐらいいるという前提で御質問しますと、126 ページに職員の数があるのですが、教諭が 12 名以上というのは、12 名というのは最低限だと思っておりますけれども、果たして、7,000 人もいるのに、最低の基準が 12 名というのは、これは国の基準なのでしょうか。

(事務局) 国の基準によりますと、定員割る 80 と伺っております。今 12 名以上と記載はございますが、実際は教職員の方、それ以上に確保しており、300 名ぐらいいると伺っておりますので、実際の学校運営には問題がないことを確認してございます。

審議会として了承される。

(15) 高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（東陵高等学校）

事務局から資料により説明を行った。

(加藤会長) こちらの審議事項の場合も、本校よりも協力校の方がニーズ的には多いということが、160ページの学則の第4条を御覧いただくとお分かりになるかと思います。東陵高校さんの方は本校360名。それから、翔凛高校さんは540名ということになっています。

これは文科省の方で議論されていることですが、あくまでも宮城県ということではなくて、広域通信制課程の学校が早めに中学校三年生の受験、応募させて決めてしまっている、全日制の学校の方にしわ寄せが来ていると、こういうようなお話もあって、その辺のところどうなのだろうかということも実際あると伺っております。転校という場合はやむを得ないと思います。当該生徒の在籍の空白ができてしまうと、修学年限三年を超えてということになってしまうので、大変困る場合があるかと思います。ただ、そうではなくて、御新規で御入学される方について、本来は、もちろん学校によって違うかもしれませんが、半期ごとに生徒を取っていると、そこまではいいのですが、中にはその半期はいいのですけれど、例えば4月なのに、3月から試験を始めたぐらいだったらいいのですけれど、ずっと前から始めてしまったりとか、前の年の暮れぐらいから始めてしまったりとか、そしてもうひどいのが、学校基本調査の5月1日過ぎても採ってしまっているっていうようなケースも実態としてあるということは、通信制過程の研究会で私自身も関わっているのでも聞いてることがございますけれども。ですから、広域通信制の場合は、実態の調査がやっぱり国レベルで行われていくということがないと、本当に高等学校の卒業資格を与えていいのでしょうか。沖縄県の場合も、某私立高校の理事長さんが、月曜から金曜まで野球ばかりやっているじゃないかということで、だから、沖縄県大会の準決勝からは通信制の学校3校とあとうちだけだったと。そういうぐらいですね、いかがなものかということもなっておりますね。甲子園とこの審議会とは全く関係ないと思いますけれども、ただそういうふうに、広域通信制過程というものについての取扱いっていうものが、非常に行政、国のレベルでもなかなか難しいってことを申し上げたくて、今の事例を申し上げましたところでございます。

特に質疑なく、審議会として了承される。

その他

私立学校法改正に伴う私立学校法等施行細則の改正について

(事務局) 事務局から1件、口頭にて情報提供させていただきたいと思います。学校法人のガバナンス強化などを目的に改正されました私立学校法の施行が、まもなく令和7年4月1日となってございます。今回の法改正に合わせまして、同法の施行令、施行規則が改正となっておりますが、それを踏まえまして、県の規則であります私立学校法等施行細則につきましても、合わせて改正を行う予定となっております。具体的には、法律が変わりまして条文が変わりましたので、その引用条文などを修正する他、これまで必要なかった評議員の名簿などの様式の追加などを検討してございます。現在、改正作業中でございますが、委員の皆様方におかれましては、この場をお借りして情報を提供させていただきたいと思っております。

(加藤会長) 改正私立学校法が施行されるにあたって、当然、改正私立学校と私学振興助成法と、この

二本立ての中で運用されていくわけですね。学校法人会計基準についても、特に大臣所轄等法人等において変更と言いますか、加わる勘定科目があると伺っております。これにつきましては、本来、昨年12月に、その段階で文科省は公表するというお話でしたけれど、今日2月26日ですが、今日に至るまで、これについては公表されていないということでございまして、各学校法人、特に大臣所轄等法人等においては、結局、従来の学校法人会計基準に基づいた予算編成しかしにくいと言いますか、まだ決まってないものを勝手にもうやって、勘定科目作ったりするわけにはいきませんので、これについて事務局と言いますか、私学・公益法人課の皆さん方としての見解を伺いたいと思いますが、いかがでございましょうか。従来どおりで、あとは新しく公表されたら補正予算の方で直していくということでもいいかどうかというお尋ねでございます。

(事務局) 大臣所轄等法人につきまして、そのような状況であるということなのではございますけれども、県といたしましては一般論でしか回答できないところではあるのですが、今2月で、4月からということで、おそらくこの2月、3月で来年度の予算の審議を諮る中で、文部科学省の方から新しい科目が提示されなければ、予算編成に支障があるというご指摘かと思えますけれども、実は、大臣等所轄法人、数が少ないところでございまして、今、加藤先生からのご指摘は初めて聞いたところではございます。そういった中で、そういう課題等があるということであれば、県といたしましても、文部科学省の方に確認していただくか、あるいは学校法人の運営にどうやったら効率的、効果的かというところを検討してまいりたいと考えてございます。

(加藤会長) ぜひ国の方に、お忙しいでしょうけど、お尋ね照会いただいて、その辺の見解をいただけるとありがたいと思っておりました。

以上

上記の議事を証するため、ここに議事録を作成する。

議事録署名人

令和 年 月 日

氏名

印

令和 年 月 日

氏名

印
